7　平成三十一年六月三十日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量十二トンを超えるもの及び被牽（けん）引自動車（平成二十九年七月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第六百七十五号）による改正前の細目告示第十三条第一項及び第九十一条第一項の規定に適合するものであればよい。

8　平成三十年六月三十日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量五トンを超えるもの及び被牽（けん）引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（被牽（けん）引自動車を除く。）であって車両総重量十二トン以下のもの（平成二十八年七月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第六百七十五号）による改正前の細目告示第十三条第一項及び第九十一条第一項の規定に適合するものであればよい。

第十八条第四項中「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に、「第百四条において同じ」を「第104条において同じ」に改める。

第十九条第四項及び第六項中「同規則第８改訂版補足改訂版」を「同規則第８改訂版補足第２改訂版」に改める。

第二十条第十二項中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第５改訂版」に、「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に、「第第」を「第」に改め、同条に次の一項を加える。

14　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第六項並びに第百八十六条第七項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第六百七十五号）による改正前の細目告示第三十条第一項、第四項及び第六項並びに第百八十六条第七項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十七年六月九日以前に製作された自動車

二　平成二十七年六月十日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成二十七年六月九日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるものに限る。）

三　国土交通大臣が定める自動車

第二十二条第七項中「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第十項中「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版の規則」に、「第百十条において同じ」を「第110条において同じ」に、「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第７改訂版」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

4　平成三十一年六月三十日以前に製作された自動車（平成二十九年七月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第三十九条、第百十七条及び第百九十五条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第六百七十五号）による改正前の細目告示第三十九条、第百十七条及び第百九十五条の規定に適合するものであればよい。

第二十九条第七項中「同協定規則第百二十三号改訂版補足第四改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第五改訂版」に改め、同条第十五項中「細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」と、別添五十二4・23・2・及び別添五十五4・1・中「同協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第123号」」を「細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則補足第３改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号補足第３改訂版」と、別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則第123号」と、別添五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号」」に改め、同条第十七項中「細目告示第四十二条第八項、第百二十条第九項並びに別添五十二4・23・2・及び別添五十五4・1・中「同協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第123号補足第４改訂版」」を「細目告示第四十二条第八項及び第百二十条第九項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則補足第４改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号補足第４改訂版」と、別添五十二4・23・2・中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則補足第４改訂版」と、別添五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号補足第４改訂版」」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように定める。

平成二十六年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国」を「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国」に、

「

第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置 第二条第三号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置
第十二号第四改訂版
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

」

を